



平成26年1月 第20号  
 東部・北部家畜防疫獣医師会  
 (公社) 千葉県畜産協会  
 東部家畜保健衛生所  
 TEL: 0475(52)4101  
 FAX: 0475(52)3335  
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/>

# 千葉県にPED(豚流行性下痢)を入れないために 今一度、飼養衛生管理基準遵守の徹底を!!

## 鹿児島・宮崎でPEDの発生が続いています

### 《概要》

- ・ 昨年10月から、沖縄県、茨城県、鹿児島県、宮崎県の4県54農場でPEDの発生(疑い例含む)が確認されています。
- ・ 特に1月6日現在、44例目を確認した鹿児島県、7例目を確認した宮崎県では、昨年12月の初発から継続した発生が続いており、今後の感染拡大が懸念されています。
- ・ 現在、米国でも本病が継続的に発生しています。

## PEDの発生とまん延防止対策について

- ・ 本病は糞便を介して直接的or間接的に経口感染する病気です。
- ・ 飼養衛生管理が万全であればウイルスは侵入しません。
- ・ 口蹄疫等の他の家畜伝染病の侵入防止にも繋がります。



- 病原体侵入防止
- 農場間伝播防止
- 農場内拡大防止
- 早期通報の実施

※裏面に対策の詳細が記載されています。ご覧ください。

おかしいな?  
 と感じたら

東部家畜保健衛生所 TEL 0475-52-4101  
 FAX 0475-52-3335

※休日、夜間は転送されますので  
 必ず5回以上のコールをお願いします。

## 1 病原体侵入防止対策について

飼養衛生管理基準の遵守を始めとする、通常のバイオセキュリティーを徹底することが農場への侵入防止対策として重要であることに留意しましょう。

### (1) 豚導入時の対策

- ・ 導入豚の隔離と、2～4週間の健康確認

### (2) 農場入り口の対策

- ・ 車両については消毒槽等の通過とタイヤを中心とした車体の噴霧消毒
- ・ 豚の運搬車両については、荷台の洗浄及び消毒を強化
- ・ 訪問者には、農場専用の履物と衣類の着用
- ・ 農場関係者の他の養豚農場への立入りを極力控える

## 2 農場間伝播防止対策について

本病は感染家畜及び糞便に汚染された人や物によって伝播します。

### (1) 感染豚の出荷による感染拡大防止対策

- ・ 出荷前に出荷豚の臨床症状をよく観察
- ・ 下痢等の症状がみられたら、出荷を停止し速やかに家畜保健衛生所に通報
- ・ 家畜運搬車は、可能な限り複数の養豚農場に立ち入らない
- ・ やむを得ず複数農場に立ち入る場合は、運転手及び車両の消毒を徹底
- ・ 家畜市場、と畜場等の畜産関係施設への入退場時の消毒を徹底
- ・ と畜場出荷後の家畜運搬車は、特に荷台を入念に洗浄及び消毒

### (2) 排せつ物処理対策

- ・ 本病のウイルスを拡散させないための処理対策の実施
  - ① 固形分の処理 堆肥を発酵完熟させることで糞便中の病原体を失活
  - ② 液体分の処理 液肥化処理後の農地還元時の運搬経路に留意  
(瀑気や塩素消毒ではウイルスは失活しない)

## 3 農場内拡大防止対策について

本病は哺乳豚に大きな被害をもたらすことから、農場内では繁殖分娩舎への病原体侵入防止を図ることが重要です。

### (1) 分娩豚舎の作業者の専従化と作業順の調整

- ・ 専用の衣類と履物を着用
- ・ 出産を控えた繁殖母豚については最初に作業を行う
- ・ 定期的に豚舎を洗浄及び消毒
- ・ 発病豚群は速やかに完全隔離もしくは早期とう汰を実施
- ・ 徹底的な消毒と2週間の空房期間

### (2) 排せつ物処理対策

- ・ 堆肥等が飼養豚に接触しないよう管理
- ・ 野生動物の飼養豚への直接的又は間接的接触の防止

## 4 早期通報の実施について

家畜飼養者等は、飼養衛生管理基準に基づき毎日の飼養豚の観察を徹底し、特に母豚と哺乳豚に通常と異なる下痢、嘔吐、食欲不振、死亡等の症状が確認された場合には、直ちに管轄の家畜保健衛生所に通報してください。

## 5 ワクチンについて

本病の発生予防及びまん延防止のためには、飼養衛生管理の徹底等が基本ですが、PEDワクチンの使用に当たっては、用法、用量を守るとともに、ワクチンを接種した母豚が十分量の乳を分泌しているか、また、子豚が乳を十分に飲んでいないかを確認し、適切な免疫付与を行ってください。